

議員提出議案第四号

シルバー人材センターに対する支援を求める意見書

本案を次のとおり提出する。

令和四年六月十六日提出

箕面市議会議員 中井博幸

同 堀江優

同 中嶋三四郎

同 岡沢聡

議員提出議案第四号

シルバー人材センターに対する支援を求める意見書

シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供するなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している。

令和五年（二〇二三年）十月に、消費税において適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入される予定となっているが、同制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員は、インボイスを発行することができないことから、センターは仕入税額控除ができなくなり、消費税の納付税額が増加する。

しかし、公益法人であるセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源はない。

人生百年時代を迎え、国を挙げて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加・健康維持に重きをおいた「生きがい就業」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念される。

センターにとっては、新たな税負担は、まさに運営上の死活問題であることから、会員や事務局に負担を強いるような事態を避け、センターにおいて安定的な事業運営が可能となる措置を強く求める。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき意見書を提出する。

令和四年六月二十二日

箕面市議会